

西成区役所保健福祉課（生活支援・生活援助・分館）職員にかかる  
勤務時間変更の取扱いについて

保健福祉課（生活支援・生活援助・分館）では、勤務時間外に開催する市民参加型の会議等があるが、定例的に実施される会議等については、その開催を前提として業務の調整等が可能であることから、職員の健康保持・安全衛生及び超過勤務時間増加の抑制の観点を踏まえて、担当職員の勤務時間を変更することができる取扱いとする。

1 勤務時間変更の理由

- (1) 時間外（17 時 30 分～21 時 30 分）に実施される事業の対応を行うため
- (2) 職員の長時間勤務に伴う健康障害を防ぐため
- (3) 職員の超過勤務手当の増加の抑制を図るため

2 勤務時間を変更する職員

西成区役所保健福祉課（生活支援・生活援助・分館）職員のうち、課長級・課長代理級の職員

3 業務内容

- (1) あいりん地域まちづくり会議（17 時 30 分～21 時 30 分）
  - ア プレ会議の運営・管理業務（17 時 30 分～20 時 30 分）  
従事人数 2～3 名
  - イ 本会議の開催準備・運営・管理業務（17 時 30 分～21 時 30 分）  
従事人数 2～3 名
- (2) 労働施設検討会議（17 時 30 分～21 時 30 分）
  - ア プレ会議の運営・管理業務（17 時 30 分～20 時 30 分）  
従事人数 2～3 名
  - イ 本会議の運営・管理業務（17 時 30 分～21 時 30 分）  
従事人数 3～4 名
- (3) エリアマネジメント協議会就労福祉専門部会（17 時 30 分～21 時 30 分）
  - ア プレ会議の運営・管理業務（17 時 30 分～20 時 30 分）  
従事人数 2～3 名
  - イ 本会議の運営・管理業務（17 時 30 分～21 時 30 分）  
従事人数 2～3 名

4 勤務時間の変更

(1) 勤務時間の変更内容

- ア 現行勤務時間  
通常勤務

①「B 勤」勤務（フルタイム）

9 時～17 時 30 分 休憩時間 12:15～13:00

## イ 変更後の勤務時間

### ①「B勤」勤務の職員の場合

#### ① - 1 勤務

12 時～20 時 30 分 休憩時間 16:00～16:45

#### ① - 2 勤務

13 時～21 時 30 分 休憩時間 17:30～18:15

## (2) 勤務を変更する日

### ア あいりん地域まちづくり会議

年間スケジュールにより決定 概ね年 1 回

### イ 労働施設検討会議

年間スケジュールにより決定 概ね年 12 回

### ウ エリアマネジメント協議会就労福祉専門部会

年間スケジュールにより決定 概ね年 1～2 回

## (3) 基本とする事項

ア 各会議等の開催に必要な人員について勤務時間を変更することとするが、変更する人員については、通常勤務時間における業務等の繁忙状況を踏まえ、調整を行うこと。

イ 各事業 1 か月程度前に従事者を決定し通知することとし、決定以降に必要な人員が生じた場合、その職員は超過勤務対応とする。(課長代理級職員)

ウ 職員の個々の事情や健康上の問題等、配慮すべき事項を重視し、配慮が必要な職員に対しては勤務時間変更を行わないこと。

## 5 緊急時の対応

通常休暇等の連絡(当該管理職に連絡)と同様とし、代替従事者が必要な場合には代替者に超過勤務命令を行う。(代替者が課長代理級の場合)

## 6 実施年月日

令和 7 年 11 月 1 日